

令和5年第1回湖西市議会臨時会

# 議 案 書



# 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 5 月 19 日 (金) 午前 10 時開会

日程番号	議 案 番 号	件	名
日程第 1		仮議席の指定	
日程第 2		議長の選挙	

## 日程第 1

### 仮議席の指定

本市議会における議員の仮議席は、下記のとおりとする。

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会臨時議長 三上 元

#### 記

1 番	相曾	桃子	10 番	菅 沼	淳
2 番	山本	晃子	11 番	土屋	和幸
3 番	寺 田	悟	12 番	楠	浩幸
4 番	山口	裕教	13 番	佐原	佳美
5 番	柴田	一雄	14 番	竹内	祐子
6 番	加藤	治司	15 番	荻野	利明
7 番	滝本	幸夫	16 番	馬 場	衛
8 番	三 上	元	17 番	神谷	里枝
9 番	福永	桂子	18 番	二橋	益良

## 日程第 2

### 議長選挙

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 103 条第 1 項の規定により、本市議会の議長を選挙するものとする。

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会臨時議長 三上 元

当選人 馬 場 衛

## 議 事 日 程 (第 2 号)

日程番号	議案番号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		副議長の選挙
日程第 5		常任委員会委員の選任
日程第 6		総務経済委員会の閉会中の継続審査
日程第 7		福祉教育委員会の閉会中の継続審査
日程第 8		建設環境委員会の閉会中の継続審査
日程第 9		議会運営委員会委員の選任
日程第 10		議会運営委員会の閉会中の継続審査
日程第 11		浜名学園組合議会議員の選挙
日程第 12		浜名湖競艇企業団議会議員の選挙
日程第 13	議案第 42 号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る 専決処分の承認を求めることについて
日程第 14	議案第 43 号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制 定に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 15	議案第 44 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 16	議案第 45 号	令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 17	議案第 46 号	令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 18	議案第 47 号	令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 19	議案第 48 号	湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 20	議案第 49 号	湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 日程第 1

### 議席の指定

本市議会における議員の議席は、下記のとおりとする。

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

#### 記

1 番	相曾 桃子	10 番	菅 沼 淳
2 番	山本 晃子	11 番	土屋 和幸
3 番	寺 田 悟	12 番	楠 浩 幸
4 番	山口 裕教	13 番	佐原 佳美
5 番	柴田 一雄	14 番	竹内 祐子
6 番	加藤 治司	15 番	荻野 利明
7 番	滝本 幸夫	16 番	馬 場 衛
8 番	三 上 元	17 番	神谷 里枝
9 番	福永 桂子	18 番	二橋 益良



## 日程第 2

### 会議録署名議員の指名

1 番 相曾 桃子

2 番 山本 晃子

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会議長 馬場 衛

### 日程第 3

## 会期の決定

今期臨時会の会期は、本日 1 日間とする。

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

## 日程第 4

### 副議長の選挙

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 103 条第 1 項の規定により、本市議会の副議長を選挙するものとする。

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会議長 馬場 衛

当選人 菅沼 淳

## 日程第 5

### 常任委員会委員の選任

湖西市議会委員会条例（昭和 46 年湖西市条例第 24 号）第 6 条第 1 項の規定により、各常任委員会の委員を下記のとおり選任するものとする。

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会議長 馬場 衛

#### 記

総務経済委員会（6 人）	福祉教育委員会（6 人）	建設環境委員会（6 人）
寺田 悟	相曾 桃子	山本 晃子
滝本 幸夫	加藤 治司	山口 裕教
福永 桂子	三上 元	柴田 一雄
楠 浩幸	菅沼 淳	土屋 和幸
荻野 利明	佐原 佳美	竹内 祐子
神谷 里枝	二橋 益良	馬場 衛

## 日程第 6

### 議会運営委員会委員の選任

湖西市議会委員会条例（昭和 46 年湖西市条例第 24 号）第 6 条第 1 項の規定により、議会運営委員会の委員を下記のとおり選任するものとする。

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会議長 馬場 衛

記

議会運営委員会（6 人）
滝本 幸夫
土屋 和幸
佐原 佳美
竹内 祐子
神谷 里枝
二橋 益良

## 日程第 7

### 浜名学園組合議会議員の選挙

浜名学園組合同規約（昭和 45 年静岡県指令地第 463 号）第 5 条及び第 6 条第 1 項の規定により、この組合の議会議員 4 人を本市議会の議員の内から選挙するものとする。

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会議長 馬場 衛

当選人 山本 晃子

〃 菅沼 淳

〃 佐原 佳美

〃 荻野 利明

## 日程第 8

### 浜名湖競艇企業団議会議員の選挙

浜名湖競艇企業団規約（昭和 41 年静岡県指令地第 1977 号）第 5 条及び第 6 条第 1 項の規定により、この企業団の議会議員 5 人を本市議会の議員の内から選挙するものとする。

令和 5 年 5 月 19 日

湖西市議会議長 馬場 衛

当選人	寺田 悟
〃	柴田 一雄
〃	滝本 幸夫
〃	菅沼 淳
〃	二橋 益良

## 議案第 42 号

### 湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決 処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 2 号

湖西市条例第 20 号

### 湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条中「第 5 号の 15 様式」の次に「又は第 5 号の 15 の 2 様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第 48 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 50 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 98 条第 1 項及び第 5 項並びに第 101 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。



附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 24 項を次のように改める。

24 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに

係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 15 条の 2 を削り、附則第 15 条の 2 の 2 を附則第 15 条の 2 とする。

附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア（ウ）a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、

同号ア（ウ）a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 25 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の湖西市税条例（次条第 2 項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の湖西市税条例附則第 15 条の 2 及び第 15 条の 6 第 3 項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 16 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例

による。

## 議案第 43 号

### 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 4 号

湖西市条例第 22 号

### 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、附則第 15 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の湖西市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第 44 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 3 号

湖西市条例第 21 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「200,000 円」を「220,000 円」に改める。

第 27 条第 1 項中「200,000 円」を「220,000 円」に改め、同項第 2 号中「285,000 円」を「290,000 円」に改め、同項第 3 号中「520,000 円」を「535,000 円」に改める。

第 27 条の 2 中「第 28 条の 2」を「第 28 条の 2 第 1 項」に改める。

第 28 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 3 項中「第 27 条第 1 項」を「第 27 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 4 項、第 5 項、第 7 項から第 10 項まで、第 13 項及び第 14 項の規定中「第 27 条第 1 項の」を「第 27 条の」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第 45 号

### 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 専決第 5 号

### 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 73,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,273,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 4 月 18 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,215,713	73,000	4,288,713
	2 国庫補助金	1,885,056	73,000	1,958,056
	歳 入 合 計	26,200,000	73,000	26,273,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	6,847,970	73,000	6,920,970
	2 児童福祉費	3,007,070	73,000	3,080,070
	歳 出 合 計	26,200,000	73,000	26,273,000

## 議案第 46 号

### 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 専決第 6 号

### 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,282,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 4 月 27 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,288,713	9,000	4,297,713
	2 国庫補助金	1,958,056	9,000	1,967,056
	歳 入 合 計	26,273,000	9,000	26,282,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	6,531,812	9,000	6,540,812
	1 保健衛生費	1,347,105	9,000	1,356,105
	歳 出 合 計	26,273,000	9,000	26,282,000

## 議案第 47 号

### 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 127,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,409,900 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,297,713	127,900	4,425,613
	2 国庫補助金	1,967,056	127,900	2,094,956
	歳入合計	26,282,000	127,900	26,409,900

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	6,920,970	127,900	7,048,870
	1 社会福祉費	3,366,566	127,900	3,494,466
	歳出合計	26,282,000	127,900	26,409,900